

「とくちやレンタサイクル」 利用規約

このレンタサイクルは、一般社団法人交通環境まちづくりセンターが設置している、エコバスセンター りくる（以下「店舗」という）の「とくちやレンタサイクル」を利用するお客様（以下「利用者」という）に対して適用されるものとします。

当レンタサイクルサービスを利用の際に遵守していただく事項について規定し、この規約に定めのない事項については、法令または一般の慣習によるものとします。

第1条（目的）

帯広市を中心とした十勝圏域の観光施設を、レンタサイクル利用によるサイクリングを通じて新たな価値観を醸成することで、観光資源を観光資産に替えた魅力発信・十勝の知名度向上・観光PR・観光客誘致の推進に貢献します。

また、他の観光施設や公共交通機関と連携し、利用者の利便性を高めることで環境負荷の低減の啓発も併せて促進します。

第2条（利用資格）

レンタサイクルは、次の各号の全てに適合する利用者のみ、利用することが出来ます。

- (1) 本規約の目的に賛同し、本規約およびその他の交通規則等を守ることが出来る方。
- (2) 店舗および運営事業所からの連絡が可能な携帯電話番号を所有している方。
- (3) 貸出日に身分証明書を携帯し、店舗スタッフに提示することが出来る方。
- (4) 普通自転車の利用に耐えうる健康状態の方。
- (5) 酒気を帯びていない方。
- (6) 暴力団関係者でない方。
- (7) 18歳未満または高校生の場合、貸出時間中、親権者または18歳以上の方（以下「保護者」という）が同伴できる方。もしくは利用申込に際し、保護者の自筆署名の同意書を提出し、本規約に基づく責任を本人と連帯して負うことが出来る方。
- (8) 過去に当店舗のレンタサイクルに関する費用の滞納がない方。
- (9) その他、店舗スタッフが利用に適すと判断した方。
- (10) 子供用自転車をご利用の場合、保護者同伴必須です。

13歳未満はヘルメットの着用努力義務（道交法第63条10）があります。

第3条（利用申込み）

1. 利用申し込みは店舗で行います。
2. スポーツタイプで、5台以上ご利用の方は、仮予約を受け付け致します。

利用者は、貸出希望日の前日営業終了時間内（17時30分）までに事前予約を行う事が出来ます。（店舗で申し込み及び電話予約）

3. 仮予約の際は、貸出希望日時、利用者の氏名、電話暗号、希望するレンタサイクルの種類等をお伝え下さい。

貸出状況によって希望の車種を貸出し出来ない場合があります。

4. 予約のキャンセルは利用者が、貸出希望日の前日営業終了時間(18時00分)までに、店舗へ連絡する事でキャンセルをする事が出来ます。
事前連絡がなく、予約時間から1時間の経過後は、自動キャンセルとなります。

第4条 (利用時間)

1. レンタサイクルの利用時間は、9時30分から17時30分までとします。
2. 店舗の営業時間は9時00分から18時00分までとします。
3. 通常利用時間以外での利用(変則利用)については、ご相談下さい。

第5条 (利用料金)

区 分	1時間	1泊(左料金にプラス) 17時30分～翌9時30分	超過料金 (1時間につき) 左料金にプラス
子供用自転車	100円	1,000円	100円
折りたたみ自転車 シティサイクル	200円	1,000円	200円
電動自転車 クロスバイク ロードバイク マウンテンバイク 電動クロスバイク	300円	1,000円 (電動を除く)	300円
レンタサイクル運搬	1,000円	※手ぶらレンタサイクル利用のみ	
乗り捨て	1,000円	※手ぶらレンタサイクル利用のみ	
※ヘルメット・鍵・損害保険料はレンタル料金に含まれております。 ※利用時間が1時間に満たない場合でも、返金はいたしません。 ※利用料金は、前料金となってさせていただきます。超過料金等は返却時お支払いください。 ※消費税込みの料金です。			

第6条 (貸出商品の返却及び貸出時間超過)

1. 利用者は、貸出商品を返却予定時間までに店舗に返却して下さい。
2. 貸出商品は、貸し出したときと同じ状態で返却してください。異常または故障した場合は、速やかに店舗スタッフにお伝え下さい。
3. 返却予定時間を過ぎそうな場合、速やかに店舗まで連絡して下さい。
4. 貸出時間を超過して返却した場合、利用者は別途定める超過料金を支払うものとなります。ただし、営業時間を超える場合は1泊料金をお支払い頂き、翌日9時30分までに返却して下さい。
なお、状況により延長をお断りする場合がございます。ご了承下さい。

5. 返却遅延により次の申込者が使用できない等、第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。
6. 返却予定時間を経過しても利用者からの連絡がなく、返却がない場合は、電話・郵便等で確認させていただく場合がございます。ご連絡をしない場合であっても、本規約に従い、追加料金は発生します。

第7条（貸渡契約の成立）

1. 貸出商品の貸渡契約は、店舗が貸出料金を受け取り、利用者に貸出商品を渡したときに成立します。
2. 事故盗難その他、店舗および各運営会社の責によらない事由により、貸し出す事が出来ない場合には、店舗は利用者の承諾を取り消すことが出来るものとします。

第8条（利用申込の無効）

店舗および運営事業所は、利用者が貸出時間中に次の各号の一つに該当したときは、何らの通知をすることなく利用者からの申込を無効とし、直ちに貸出商品の返還を請求することができるものとします。この場合、第5条（利用料金）の店舗が受け取った利用料金は一切返納いたしません。

- (1) 本利用規約に反する行為を行った時。
- (2) 利用者の責に帰する事由により事故を起こした時。
- (3) 第2条（利用資格）に該当しなくなった時。

第9条（故障・破損）

1. 貸出商品について、故障または破損した場合（パンクなど）は、直ちに運転を中止し店舗まで連絡し、スタッフの指示をお受けください。
2. 利用者の責に帰すべき事由により、貸出商品を故障または破損した場合、修理代金をお支払い頂きます。

例）パンク修理（チューブ交換）…一輪 1,500 円

ライト	…1ヶ 2,500 円
鍵	…1ヶ 1,000 円
ベル	…1ヶ 600 円

その他の商品は協議の上、代金を請求させていただきます。

3. 店舗が貸出した修理用キットで利用者が修理した場合、実費精算とさせていただきます。
4. 走行不能な場合は利用者ご負担でタクシーレスキューをご利用ください。

第10条（盗難・紛失）

1. 盗難または紛失があった場合は、速やかに利用者から直接警察へ届出て受理番号の通知と状況を店舗まで連絡して下さい。
2. 利用者の責に帰すべき事由により、貸出商品が発見されなかった場合は、同じ商品の購入費を負担して頂く場合がございます。
3. 鍵を紛失、破損された場合は、交換料として1,000円をご負担頂きます。

第 11 条 (事故)

利用者は、利用中にレンタサイクルに係る事故が発生した時は、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

1. 貸出時間中に事故にあった場合、速やかに店舗まで連絡して下さい。
2. 必要な場合は警察に連絡する等、法令で定められた処置を利用者自身で行って下さい。
3. 利用者の責に帰すべき事由により店舗または第三者に損害を与えた場合、利用者これを賠償するものとします。
4. 当運営事業所が加入している保険の補償範囲内で補償致します。
5. 事故についての示談等が必要な場合には、利用者自らの責任で行って頂きます。店舗および各運営事業所は、事故についての一切の責任を負いません。
6. 自転車の故障によって利用者や第三者に損害が発生したとしても、店舗および運営会社は一切の責任を負いません。

第 12 条 (禁止行為)

1. 利用者は、貸出時間中、レンタサイクル申込書に記入した使用者以外の方に、貸出商品を使用させてはいけません。
2. 利用者は、貸出時間中、次に定める禁止行為を行ってはいけません。
 - (1) 無謀な運転、酒気帯び運転、その他交通規則に違反する行為。
 - (2) 危険箇所、不適切な場所または方法での使用。
 - (3) 歩行者等の通行障害となるような行為。
 - (4) 貸出商品の構造・装置等の改造および変更。
 - (5) その他、法令諸規則に反する行為。

第 13 条 (不可抗力事由による途中終了)

貸出時間中、天災、店舗・運営会社および利用者のいずれの責にも帰さない不可抗力の事由により、貸出商品が使用不能となった場合には、貸渡・契約は終了するものとします。この場合、利用者はその旨を店舗に速やかに連絡するものとし、貸出料金が返還されないことを予め承諾します。

第 14 条 (個人情報の利用)

本サービスの利用に関連して、店舗および運営事業所が知り得た個人情報は、別途定める「個人情報保護方針」に従い取り扱うものとします。

第 15 条 (信義則)

本規約の内容に疑義が生じた場合、または本規約に記載していない事項が生じた際は、利用者、店舗および各運営事業所は、誠意を持って協議し、解決に努めるものとします。

第 16 条 (合意管轄裁判所)

本規約に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、店舗および運営事業所を管轄する地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。